

# 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針

平成20年11月4日

(平成23年8月30日 一部変更)

文部科学省  
農林水産省  
国土交通省

我が国においては、城郭や神社仏閣等歴史上価値の高い建造物と、その周辺の歴史的な建造物等とが相まって、歴史的なまちなみが形成されている地域が全国に存在している。そうした地域においては、祭礼行事を始めとした地域の歴史や伝統を反映した人々の活動が行われ、歴史的なまちなみと一体となって、情緒や風情のある極めて良好な市街地の環境が形成されていることが多い。

しかしながら、民間団体や個人所有の歴史的な建造物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく保護（保存及び活用）がなされているものを除き、滅失が進んでいる状況にあり、結果として当該地域の歴史的風情、情緒、たたずまいといった良好な市街地の環境が失われつつある。

このような状況を踏まえ、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」を「歴史的風致」と定義し、我が国及び地域にとって貴重な資産である歴史的風致について、その維持及び向上を図るためのまちづくりを推進する地域の取組を国が積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展及び文化の向上に寄与することを目的として、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下「法」という。）が施行されたところである。

本方針は、法第4条第1項に基づき策定するものであり、歴史的風致の維持及び向上に関する施策を総合的かつ計画的に講じるために必要な基本的事項を定めたものであるとともに、市町村が法第5条第1項に規定する「歴史的風致維持向上計画」（以下「計画」という。）を作成する際の指針となるほか、主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）による当該計画の認定の際の基準となるものである。

## 第1章 地域における歴史的風致の維持及び向上の意義に関する事項

歴史的風致の維持及び向上が図られている地域においては、歴史上価値の高い建造物とその周辺の町家や武家屋敷等の建築物、街道や水路等の土木施設等が、住民等によって保存されてきた産業、祭り、行事等の伝統的な活動と一体となり、さらには、緑地等の良好な自然的環境を背景として、歴史的な風情、情緒、たたずまいを醸し出している。こうした歴史上価値の高い建造物は文化財（文化財保護法第2条第1項）であり、その周辺の歴史的な建造物や地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動もまた、文化財に該当することが多い。さらに、市街地は住民等が生活や生業を営み、ライフスタイルに応じた住まい方を実現する舞台であるため、伝統的な産業、伝統行事、伝統芸能、建築、工芸、造園等に関する伝統的な技術の蓄積等が行われる場として、地域の新たな文化や産業を創造する発想の源として、また当該地域を訪れる人々が地域の歴史や伝統を体感し、参加する場として大きな価値を持つ。

また、このような歴史的風致は、我が国や地域の歴史、文化、伝統を伝えるための重要な観光資源でもあり、地場産業の振興や交流人口の増加など、地域活性化につながるとともに、各地域のアイデンティティの確立や、我が国の誇る固有の伝統文化を保存し、後世に継承するに当たり重要な意味を持つ。

しかしながら、地域によっては、市街地において歴史的な建造物が失われて空地になったり、歴史的なまちなみとは不釣り合いなマンション等が建築されたりすることや、高齢化等により地域の祭礼行事が維持できなくなることなど、歴史的風致が失われている例も多く見られており、このような状況が放置されることによって、我が国が世界に誇る固有の伝統的文化の喪失、郷土意識や地域の活力の低下といった、我が国や地域にとって取り返しのつかない重大な損失を被るおそれがある。

そのため、文化財保護行政とまちづくり行政の緊密な連携の下、国及び地方公共団体は、文化財の保存及び活用、都市計画の決定、景観計画の策定、歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業の実施その他の措置を講ずることにより、総合的かつ一体的な計画に基づき地域の伝統や文化を活かしたまちづくりを進め、地域の歴史的風致の維持及び向上を図ることが重要である。

## 第2章 重点区域の設定に関する基本的事項

市町村が計画を作成するに当たり、重点区域は必ず設定する必要がある（法第5条第2項第2号）。

この重点区域とは、当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進するためのものであり、次に掲げる要件のいずれにも該当する土地の区域である必要がある（法第2条第2項）。

○ 次のいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域であること。

- ・文化財保護法の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物（以下「重要文化財建造物等」という。）の用に供される土地
- ・文化財保護法の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区内の土地

○ 当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域であること。

また、歴史的風致を形成する要素は、

- ・核となる歴史上価値の高い建造物
- ・核となる歴史上価値の高い建造物と一体をなす周辺の市街地
- ・地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動

の3つがある（法第1条）ことから、重点区域としては、

- ・核となる重要文化財建造物等や重要伝統的建造物群保存地区が存在し、
- ・その周辺に一体となって歴史的風致を形成する建造物や、地形、植生、水系等の特定の場所性を感じさせる風致が形成され、一定の広がりを持つ区

域であって、

- ・住民等の生活や生業のよりどころとなっている伝統的な工芸品、酒造等の産業、年中行事や祭り等の風俗慣習といった時代を超えて伝承されてきた、無形の伝統的要素が関連性を持ちつつ、当該地域の歴史的風情、情緒、たずまいといった良好な環境を具現している区域

がなりうるものである。

さらに、

- 土地利用の状況、歴史的な建造物の状況等から現に歴史的風致が損なわれつつある等の課題が生じている若しくは生じるおそれがあること
- 市町村の総合計画やまちづくりの方針等により、重点区域における歴史的風致の維持及び向上のための各種取組が、当該区域のみならず市町村全体や、その周辺の地域の伝統や文化の継承、活性化につながるものと認められること

を踏まえ、重点区域を適切に設定することが求められる。

各市町村においては、計画の中で、歴史的風致の状況や課題を踏まえ、その維持及び向上を図る観点から、重点区域の設定に関する基本的な考え方や方針をわかりやすく明示することが重要である。

重点区域の規模については、核となる文化財の状況等により様々であると考えられるが、重点区域の設定に当たっては、維持及び向上すべき歴史的風致の状況を踏まえつつ、必要な都市計画の決定や景観計画の策定、歴史的風致形成建造物の指定等歴史的風致の維持及び向上に関する各種取組を総合的かつ一体的に実施することが可能な、相当程度の広がりをもつ範囲となるように努めなければならない。

### 第3章 地域における歴史的風致の維持及び向上のために必要な文化財の保存及び活用に関する基本的事項

文化財は、我が国の歴史や文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであって、貴重な国民的財産である（文化財保護法第3条、第4条第2項）。このため、文化財は適切に保存及び活用されなければならない。

歴史的風致は、第1章で述べたように、その核となる歴史上価値の高い建造物が文化財であることが多く、その周辺の歴史的な建造物や地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動もまた、文化財に該当することが多いと考えられる。特に重点区域には、その要件上、その核として重要文化財建造物等や重要伝統的建造物群保存地区が必要であり、このほかにも、当該重点区域内には、有形、無形の様々な文化財が存在することが想定される。

このように、文化財と歴史的風致には密接な関連があることから、文化財保護法に基づき文化財の保存及び活用を適切に行うことにより、地域における歴史的風致の維持及び向上も図られることが期待でき、市町村が、計画に「文化財の保存又は活用に関する事項」（法第5条第2項第3号イ）をはじめ文化財に関連する事項を記載する場合には、文化財保護法にのっとったものとするこ

とが必要である。

また、市町村は、計画における歴史的風致の維持及び向上に関する方針を検討するに当たって、地域に存在する文化財を調査等によりの確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて総合的に保存し、活用するための基本的な構想を策定して、それに基づいて行うことが望ましい。そうした調査や構想の策定を通じて、地域の歴史的風致が把握され、文化財の保護と一体となった歴史的風致の維持及び向上のための効果的な取組が行われることとなる。このため、市町村が計画を作成するに当たっては、上記の基本的な構想を踏まえたものとするよう努める必要がある。

次に、歴史的風致の維持及び向上を適切かつ効果的に実施していくため、文化財保護行政とまちづくり行政が緊密に連携していくことが必要である。各市町村においては、文化財保護行政を担う教育委員会とまちづくり行政を担う関係部局が連携協力し、総合的に歴史的風致の維持及び向上を図っていかなければならない。法第5条第8項に基づき主務大臣の認定を受けた計画（以下「認定計画」という。）の実施に当たって、同項の認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）の長と教育委員会は緊密な連携を図りながら協力しなければならないとされている（法第10条第4項）が、こうしたことは計画の作成段階においても望まれる。また、都道府県の認定市町村に対する助言（同条第1項）についても、計画の作成段階における市町村から都道府県教育委員会への情報提供や都道府県教育委員会から市町村への助言等が期待されるとともに、市町村における文化財保護行政の体制の充実も望まれるところである。

計画作成段階からの連携の取組としては、例えば、文化財や重点区域に含まれる歴史的な建造物等を火災や風水害といった災害から守るといった視点をまちづくりに取り入れることなどが考えられる。

## 第4章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的事項

歴史的風致維持向上施設とは、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等である（法第3条）。

具体的には、道路、駐車場、公園、水路、下水道、緑地、広場、河川、運河及び海岸並びに防水又は防砂の施設といった公共施設（法第2条第1項、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成20年政令第337号。以下「政令」という。）第1条）のほか、交流施設、体験学習施設、集会所等の公用施設、旧宅などの歴史的な建造物を復原した施設、看板、案内板といった案内施設などであって、歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであり、道路、河川その他の土木施設等のほか、地域の伝統を反映した人々の活動が行われる場となるものなども幅広く含まれる。

市町村は、歴史的風致の維持及び向上のために必要であると認める場合には、歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項を計画に記載することとされている（法第5条第2項第3号ロ）。計画に記載する事項としては、具体的には、例えば以下のようなものが想定される。

- ・電線共同溝などの整備により無電柱化を推進すべき道路
- ・城址公園として管理されている都市公園、石積み水路等歴史的な価値がある農業用排水施設など歴史的風致そのものを形成するような施設
- ・歴史的資産を解説する案内板
- ・地域の文化財を展示し歴史的風致を維持及び向上を図るための活動の場となる博物館
- ・重点区域内への自動車流入を抑制するための駐車場など歴史的風致を阻害する要因を除去する施設

また、市町村が歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項を計画に記載しようとするときは、あらかじめ、当該歴史的風致維持向上施設の整備又は管理を行う者と協議し、その同意を得なければならないものとされている（同条第4項）。これは、歴史的風致の維持及び向上を図るに当たりこれら施設の整備及び管理が重要な役割を果たすことに鑑み、その整備効果や効率的かつ効果的な整備及び管理の実施方法について、関係者間で十分に協議することにより、計画の実効性を高めるためである。

さらに、歴史的風致そのものを形成する施設の整備及び管理を行う場合は、その整備及び管理の内容ができるだけ史実に即したものであることや、景観に配慮されたものであることが重要である。また、歴史的風致の維持及び向上に資する施設や、歴史的風致を阻害する要因を除去する施設を計画に位置づける場合は、その効果を具体的に検証できることが重要である。

## 第5章 良好な景観の形成に関する施策との連携に関する基本的事項

歴史的風致の維持及び向上を図るためには、文化財の保存及び活用、歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に併せ、都市計画法（昭和43年法律第100号）、景観法（平成16年法律第110号）、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）、都市緑地法（昭和48年法律第72号）等による良好な景観の形成に関する施策との連携を図り、総合的かつ一体的に施策を推進していくことが必要である。

市町村においては、重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図る観点から、必要な措置について計画に位置づけ着実に実施することが望ましい。このため、重点区域について、景観計画の策定による建築物等の形態意匠の制限等景観法に基づく規制措置や、高度地区等の都市計画の決定による建築物の高さの制限等都市計画法に基づく規制措置が既に行われていること、あるいは今後このような措置を行うことについて計画に位置づけることが重要である。

景観計画は、景観行政団体が都市、農村等における良好な景観の形成を図るため定めるものであり、地方公共団体においては、歴史的風致の維持及び向上を図るため景観計画の策定等に努めなければならないものとされている（景観法第1条、第8条、法第3条）。

重点区域において行われる歴史的風致に影響を及ぼしうる建築行為等につ

いて、形態意匠、高さ等の必要な制限、開発行為に対する制限、条例で追加した木竹の伐採等の行為に対する制限、屋外広告物に関する制限等、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等として景観計画に定めることにより、例えば、文化財の周辺において、それと調和した形態意匠をもつ建築物の建築の誘導が可能となり、歴史的風致の維持及び向上に資する良好な景観の形成が図られるものと考えられる。

また、併せて都市計画法に基づく用途の制限、建築物の高さの制限、形態意匠の制限等の措置を活用することも、歴史的風致の維持及び向上を図るためには有効である。

具体的には、特別用途地区、特定用途制限地域、高度地区、景観地区、風致地区、歴史的風土特別保存地区、特別緑地保全地区、緑地保全地域、伝統的建造物群保存地区及び歴史的風致維持向上地区計画等の手法を活用することにより、歴史上価値の高い建造物の周辺で、その歴史的風致の維持及び向上に影響を及ぼす建築物等の建築を制限することや、背景となる樹林地を保全することが考えられる。

## 第6章 歴史的風致維持向上計画の認定に関する基本的事項

### 1. 歴史的風致維持向上計画の認定基準

法第5条第8項に基づく計画の認定に当たって、同項各号に掲げる事項についての具体的な判断基準は、以下のとおりとする。

#### (1) 歴史的風致維持向上基本方針に適合するものであること。(第1号基準)

本基本方針に定められた事項に合致していることをもって判断する。

#### (2) 当該歴史的風致維持向上計画の実施が当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものと認められること。(第2号基準)

「歴史的風致の維持及び向上に寄与するものである」か否かについては、  
○地域の歴史的風致の状況に応じて、計画期間内において実施すべき措置、事業が盛り込まれていること。  
○それらが歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであることが合理的に説明されていること。  
をもって判断する。

#### (3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。(第3号基準)

計画に記載された事業が計画期間内に円滑かつ確実に実施可能であるかどうかについて、事業の主体が特定されているか、又は特定される見込みが高いこと、実施スケジュールが明確であること等をもって判断する。

計画期間については、失われつつある歴史的風致について集中的にその維持及び向上を図ることを目的としていることから、概ね5～10年程度の期間を定めることが望ましい。なお、適用する特例措置により長期にわたる認定を希望する場合であっても、文化財の調査の進展や、社会経済情勢の変化その他歴史的風致の状況等を踏まえ、計画は適時適切に見直すべきものである。

### 2. 歴史的風致維持向上計画の認定の手続

### **(1) 歴史的風致維持向上計画の認定申請**

計画の認定申請は、市町村が行う。

計画の作成に当たり、法第5条第4項各号に掲げる事項を記載しようとするときは、その事項について、あらかじめ、当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。また、文化財の保存又は活用に関する事項を記載しようとする場合は、あらかじめ、当該文化財の所有者等の意見を聴かなければならない（法第5条第5項）。

また、計画を作成しようとするときには、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、歴史的風致維持向上協議会（法第11条第1項）が組織され、又は当該市町村の教育委員会に地方文化財保護審議会（文化財保護法第190条第1項）が置かれている場合には、当該協議会又は地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならない（法第5条第6項）。

### **(2) 歴史的風致維持向上計画の記載事項**

計画の記載事項は、法第5条第2項及び第3項に規定するとおりである。

なお、歴史的風致については、各地域ごとに様々なものがあり、その維持及び向上の意義や目的も各地域によって異なるものと考えられることから、各市町村の計画において、「当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する方針」を記載する際には、各地域における歴史的風致について明らかにするとともに、その維持及び向上の意義についても具体的に記載することが必要である。

また、認定の申請に際し、必要に応じて関連する資料を添付するものとする。

なお、歴史的風致維持向上計画の認定申請を行う市町村が、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）に基づき、観光圏整備計画を作成している場合、又は作成しようとする場合には、歴史的風致維持向上計画と観光圏整備計画との調和を図る等、十分に連携を図ることが望ましい。

### **(3) 関係行政機関の長との協議**

主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣）は、計画の認定に際し、関係行政機関の長との協議を行うものとする（法第5条第9項）。

### **(4) 歴史的風致維持向上計画の認定**

主務大臣は、(3)の関係行政機関の長との協議を経て、計画の認定を行う（法第5条第8項）。

主務大臣は、計画の認定をしたときは、遅滞なく、当該市町村に通知を行う（同条第10項）。市町村は、本通知を受けた際には、遅滞なく、都道府県に対して当該通知を受けた旨を通知するとともに、認定計画を公表するよう努める（同条第11項）。

主務大臣は、計画を認定しなかった場合においては、理由を付して当該市町



村に通知する。なお、主務大臣は、認定計画について、計画の認定基準のいずれかに適合しなくなると認めるときは、その認定を取り消すことができる（法第9条第1項）。

## 第7章 その他地域における歴史的風致の維持及び向上に関する重要事項

### 1. 歴史的風致維持向上協議会

歴史的風致は、地域に固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動が行われていることや、町家等の地域の歴史的な建造物が適切に保存されるなど、市町村のみならず、都道府県や地域住民等多様な主体の積極的な関与があつて初めて、確実にその維持及び向上が図られるものである。

そのため市町村は、歴史的風致の維持及び向上を図る観点から、歴史的風致維持向上支援法人等、地域において歴史的風致の維持及び向上に取り組む主体が存在する場合には、これらの意見や意向を積極的に取り入れつつ、各種の施策を進めることが望ましい。

そこで市町村は、計画の作成等に関する協議やその実施に係る連絡調整を行うため、道路や公園の管理者等歴史的風致維持向上施設の整備事業等を実施すると見込まれる者、歴史的風致維持向上支援法人、都道府県、重要文化財建造物等の所有者、学識経験者等をメンバーとする協議会を組織することができる（法第11条第1項）。

協議会は、必要があると認められる場合には、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができるものとされており（同条第3項）、その協議結果については尊重義務が生じる（同条第4項）。また協議会が組織されている場合には、市町村は計画を作成及び変更するに当たって、あらかじめ、当該協議会の意見を聴かなければならないこととされている（法第5条第6項）。計画の作成及び変更の際には、できるだけ多くの関係者の意見を的確に反映させるとともに、認定後の計画の円滑な実施が期待できることから、できる限り協議会を組織し、その意見を反映させることが望ましい。

### 2. 歴史的風致維持向上支援法人

地域における歴史的風致の維持及び向上を図るためには、市町村のみならず、地域が一体となって取組を行うことが適当であり、住民の中に入って積極的に利害関係を調整し、また、歴史的風致の維持及び向上に取り組む住民を支援するために必要な土地や建造物の取得、管理及び譲渡等の事業の実施を積極的に行う主体が必要である。

そのため、市町村長は、市町村に代わって、あるいは市町村とともに歴史的風致の維持及び向上に取り組む主体として、歴史的風致の維持及び向上について専門的知識や実績等を有する一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人（以下「一般社団法人等」という。）を、その申請により、歴

史的風致維持向上支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる（法第34条第1項）

支援法人は、歴史的風致維持向上協議会への参画や、歴史的風致形成建造物の指定の提案、所有者との契約に基づく歴史的風致形成建造物及び認定計画にその整備又は管理に関する事項が記載された歴史的風致維持向上施設である建造物の管理ができることとされている（法第35条）。また、歴史的風致形成建造物の所有者においては、支援法人に対し必要な助言その他の援助を要請できることとされており（法第21条第2項）、歴史的風致形成建造物の保全に対し大きな役割が期待されることから、歴史的建造物の保存や管理といった歴史的風致の維持及び向上を図ることを目的とする一般社団法人等に対し、支援法人の指定の推進を図り、民間活力を活用した歴史的風致の維持及び向上を図ることが望ましい。

### 3. 歴史的風致維持向上地区計画

歴史的な建造物が残されている市街地では、歴史的風致が維持されていることにより、良好な市街地が形成されていることが多いため、第一種低層住居専用地域等の用途地域の指定により比較的厳しい用途の制限が行われている傾向にある。しかしながら、このような市街地の一部においては、歴史的な建造物が滅失し、歴史的風致が失われつつある。このため、このような地域においては、用途地域による用途の制限にかかわらず、地域の歴史的風致にふさわしい用途として歴史的な建造物を利活用することにより、その保全を促し、当該地域の歴史的風致の維持及び向上を図ることが、良好な市街地の形成につながるものと考えられる。

歴史的風致維持向上地区計画制度は、市町村が、歴史的風致の維持及び向上と土地の合理的かつ健全な利用を図ることが必要な土地の区域について、歴史的風致維持向上地区計画に、当該区域の土地利用に関する基本方針として地域の伝統的な技術又は技能により製造された工芸品等の販売を主たる目的とする店舗や地域の伝統的な特産物を主たる材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店等の地域の歴史的風致にふさわしい建築物等の用途、規模等を定めることにより、用途地域による用途の制限にかかわらず、歴史的風致にふさわしい用途の建築物等の整備を可能とするものである（法第31条）。

もとより、地区計画等は、都市計画法に基づく地区施設及び建築物の整備並びに土地利用に関する一体的かつ総合的な計画であることに鑑み、市町村は、歴史的風致の維持及び向上を図るため、歴史的なまちなみが形成されている地域を含む一定の広がりを持った土地の区域において、歴史的風致にふさわしい用途の建築物の整備を可能とするとともに、当該区域にふさわしい建築物を誘導するための壁面の位置の制限、建築物の高さの限度及び建築物の形態意匠の制限等や歩行者の回遊性を高めるための道路、通路等の施設の配置等を併せて定めるなど、歴史的風致維持向上地区計画を活用することが有効である。